事務所通信　No.371　　令和８年９月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　　篠田パートナーズ事務所 ☎ 0254-22-5649 (代)

高 額 療 養 費 制 度

高額療養費制度とは、病気やけがによっては自己負担が多額になった場合に負担を軽くするため窓口負担が一定の額（自己負担限度額）を超えた時には超えた分の払い戻しが受けられたり、窓口負担が一定の額までで済むようになる制度です。

★高額療養費制度の上限額見直し

高額療養費制度の月額負担上限額等が見直され令和８年８月１日より施行されています。

適用区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】(世帯ごと)(多数回該当)	入院＋外来【年間上限】(世帯ごと)
70歳未満	70歳以上			
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1%<140,100円>	1,680,000円
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～約1,160万円	179,100円+1%<93,000円>	1,110,000円
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～約770万円	85,800円+1%<44,400円>	530,000円
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円<44,400円(※1)>	530,000円(※2)
区分オ	－	住民税非課税【70歳未満】	36,900円<24,600円>	290,000円
－	住民税非課税世帯Ⅱ	住民税非課税【70歳以上】	25,700円<24,600円>	290,000円
－	住民税非課税世帯Ⅰ	一定所得以下(年金収入約80万円以下など)【70歳以上】	15,700円	180,000円

※1　年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる（44,400円→34,500円）。
※2　年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

▲多数回該当とは直近12ヵ月の間に高額療養費の該当月が３ヵ月以上ある場合、４ヵ月目以降は自己負担限度額がさらに軽減される仕組みです。

▲今回の見直しでは低所得者の負担に配慮していること、「年間上限」 が新設され月単位の上限額に達しない方であっても、年間上限に達した場合には、それ以上の負担は不要とされました。

育児休業等給付の申請手続き変更

令和８年８月１日申請分より育児休業等給付の事務取扱いが見直されました。

★出生時育児休業給付金の申請時に申告する賃金

従来：「出生時育児休業期間を対象として支払われた賃金」を申請時に申告

見直し後：「出生時育児休業期間中に支払日のある賃金※」を申請時に申告

※令和８年８月１日以降に開始された出生時育児休業から対象



例：20日締め・翌月５日払の事業所で８月15日～31日まで出生時育児休業を取得した場合

この場合、従来は９月20日締めの給与計算終了まで申請出来ませんでしたが、見直し後は休業期間中に支払日が無いため、賃金の申告が不要となり９月１日には申請が可能になります。このように給与計算の完了を待たずに申請出来ることで「申請の早期化」につながります。

★出生後休業支援給付金の配偶者の確認書類

従来：母親が申請する場合、世帯全員について記載された住民票等の確認書類の提出が必要

見直し後：母親・父親共に申請時に「母子健康手帳の写し（出生済証明書のページ。配偶者の氏名・生年月日が記載されたものに限る）」を提出することで確認書類とされます。



★育児時短就業給付の支給要件の確認

令和８年８月１日以降の時短就業開始者に適用

▲同一の子について育児休業給付を受給している場合、改めて母子健康手帳等の写しの提出は不要

▲フレックスタイム制、変形労働時間制、シフト制の労働時間制度の適用を受ける被保険者について週所定労働時間の計算方法の一部見直し

年金振込口座の意向確認書の送付

公金受取口座登録法の改正により年金振込口座を公金受取口座として登録することが可能となりました。そのため年金を受給している方へ年金振込口座を公金受取口座として登録することにつき同意されるか、意向を確認するため「年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書」（以下「意向確認書」といいます。）が簡易書留で郵送されます。



★意向確認書送付対象者

令和８年４月15日時点で65歳以上（昭和36年４月16日以前生まれ）の年金を受給している方

▲下記に当てはまる場合は送付されません。

1. **公金受取口座をすでに登録している方**
2. **令和８年４月に年金が支払われなかった方（全額支給停止、振込不能）**
3. **国外に居住している方**
4. **共済組合等から支給される年金のみ受給している方**
5. **令和７年６月以降の年金請求手続きにおいて、公金受取口座への登録意思表示をした方　等**



★送付時期

生年月日	送付時期
昭和36年4月から昭和30年10月まで	令和8年8月頃
昭和30年9月から昭和25年3月まで	令和8年9月頃
昭和25年2月から昭和21年7月まで	令和8年10月頃
昭和21年6月から昭和16年3月まで	令和8年11月頃
昭和16年2月から昭和13年2月まで	令和8年12月頃
昭和13年1月から昭和6年4月まで	令和9年1月頃
昭和6年3月以前	令和9年2月頃

★手続き

1. **同意の場合**（公金受取口座への登録を希望される場合）
 手続き不要です。



2. **不同意の場合**（公金受取口座への登録を希望されない場合）
 意向確認書の下部にある「公金受取口座登録不同意申出書」を切り離し、指定事項に記入のうえ、意向確認書に記載された返送期限までに返送する。





★注意点

不同意の場合、意向確認書を受け取ってから**45日以内**に「公金受取口座登録不同意申出書」を返送されなかった場合、同意されたものとされ、年金振込口座を公金振込口座として登録されます。

労働保険料の２期分の納付について

労働保険料２期分の納付について事務組合に委託されている場合、**口座引落日は11月２日（月）**となります。振替・集金の場合も10月中旬より順次お知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

最 低 賃 金 情 報

令和８年度の新潟県の地域別最低賃金は、新潟地方最低賃金審議会で調査審議・答申を経て新潟労働局長により**10月１日（効力発生日）より**現行の時給1,050円から58円引上げられ**1,108 円**に決定いたしました。月給者・日給者の時給換算が最低賃金を下回らないようご注意下さい。支店等の有る事業所様は本社の所在地ではなく支店（実際の勤務地）の最低賃金が適用されます。

標準報酬月額上限の段階的引上げ

厚生年金における保険料は報酬（毎月受け取る賃金など）について標準報酬月額の上限が設けられており、現在65万円となっていますが**令和９年９月から**上限が68万円に引き上げられます。令和10年には71万円、令和11年には75万円に段階的に引き上げられる予定です。

☆下記の本にご興味のある方は、是非、本屋さんへ！！

■ 拾い読みの読書

心地よい自分が見つかる１０１の質問

著　者：　小林弘幸
出版社：　日経ビジネス文庫　８００円＋税

P23　体調の良し悪しは自律神経と関係していることが非常に多いです。・・更に、自律神経には「交感神経」と「副交感神経」のふたつがあります。交感神経は車のアクセルのようなもので、体を活動的にすることで高まります。運動したり、緊張したりすることでたかまってくるものです。一方、副交感神経は車のブレーキのようなもので落ち着いた気分でリラックスすることで高まってきます。

P111　自律神経の研究者として言わせてもらえば、「話せばわかる」などとんでもない話。・・自律神経を乱さないコツは「期待しないこと」。過大な期待は結果として自律神経を乱し、あなたのコンディションやパフォーマンスを落とします。

P137　イライラしている人・・・「この人は自律神経が高ぶって、副交感神経が低い状態だな」と冷静に観察します。・・「相手が怒っている」「イライラしている」という状況にのみ込まれるのではなく、あくまで自分の「体の状態」に意識を向けること。心が乱れそうなときほど、意識するのは「心」ではなく「体」なのです。

P159　私はよく「自分がコントロールできるものに目を向ける」といいます。自分でどうにもできないものにクヨクヨ考えても自律神経を乱すばかり・・まずは問題を切り分ける。それだけで自律神経は整います。

P247　心と体は繋がっていて、心を整えるにはまず体を整えることが必要です。体の状態が整わないまま心だけ整うなんてことはあり得ません。落ち込みや不安を感じるときほど、メンタルに意識を向けるのではなく、フィジカルにアプローチして下さい。医学的に見て、それが効果的です。

拾い読みの読書　Ⅱ

最良の人生戦略　　やめる

著　者：　ジュリア・ケラー　児島修 訳
出版社：　日経ビジネス文庫　1,100 円＋税

P37　人生の試練や苦難を乗り越えるには、粘り強さが必要だ。しかし、「どんな問題でも忍耐力があれば解決できる」と考えたり、忍耐力を発揮できない人を見下したりすると、自力ではどうにもならない問題で自分や他人を責めてしまうといった、悪しき結果を招きやすくなる。「やめること」は、一般に考えられているような単純なオン・オフのスイッチではない。それは知的にも感情的にも高度で複雑な判断なのであり、だからこそ科学者たちは以前にも増して、人間の脳がどのようにそれを成し遂げるのかに強く興味を示しているのだ。

P43　楽しく生産的な人生の秘訣は、よく言われるような根性や決意といった資質ではなく、軽快さ・・柔軟さ・・重たい荷物を下ろして身軽になり、未来に大胆に羽ばたくための「あきらめる」という行為にあるはずだ。胸を躍らせながら、新しい生き方を受け入れることにあるはずだ。大事なのは、やめどきを知ること。

■ 絵手紙通信



三人の友人の新盆を迎えました。
ひとりひとりの思い出が蘇りました。

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (371号)

■ 取り合えず (R8.7.24)

▲先月のクロアチアの旅は、昨年暮に予約を済ませて彼の地に思いを馳せていたが、３月の突然の左顔面麻痺による入院騒ぎで黄信号が灯った。

▲何しろ、顔の変形、会話が縺れる、飲み物が口からこぼれる、眼が乾く・かすむ、味覚障害等の状態では旅も楽しい筈はない。

▲その上に、治療の特効薬の副作用で持病の糖尿病が悪化し、入院中の毎食前のインスリン注射でも下がらず、新薬の追加服用を指示され、退院して暫くして次第に効果が現われて喜んだものの、その副作用か倦怠感と膨満感に見まわれる事態となっては尚更だった。

▲それでも、最終判断を出発予定日の１ヶ月前に伸ばし、朝のウォーキング中や洗面所の鏡に向かう度に、主治医から教えられた顔面のトレーニングに励み、薄紙を剥がすが如くなれど効果は現われ、若干の症状をお供に決行したのだった。

▲「人間の使命は三つ、己のＤＮＡを次に残す、社会に貢献する、自ら楽しむ」ことと誰かが喝破したが、一つ目は失格、二つ目は胸を張れるほどのことは思いつかず、せめて三つ目だけは合格点を付けられる人生でありたいと思っていたのだから少々の無理も承知の上のことだった。

▲しかし、今回の突然の体調異変は、忍び寄る老化を気付かせ、今まで漠然とまだ先のことと考えていた健康寿命と終末への意識を呼び戻し、遣れるうちに、遣れることは遣っておく、力及ばぬことは潔く諦め、軽快に生きようとの考えに至り、その期間を取り合えず３年と区切りを付けた。さて、どうなりますか。

■ 相見互い (R8.7.30)



▲事務所の経営理念を《企業活性化のお手伝いをつうじ、社会に貢献し、事務所の充実・拡大をはかり、全職員の真の幸福をめざす。》とし、そのためには、まず基本の徹底〈正確・迅速・丁寧・信頼されるプロとしての社会保険労務士の業務対応〉であり、「誠実」で「確実」な仕事を遂行することであるとし、その上で、専門知識・技術の積極的習得を「事務所方針」で求めている。

▲一方で、人にはそれぞれ体調の変化、育児、介護等の課題を乗り越えなければならない時期があり、その時は一人で重荷を背負う前に、素直に協力を求め、感謝の心と利他の心で『全職員の真の幸福』を共に作り上げようと謳っている。

▲私自身、母の度重なる入院・介助や、40代からの糖尿病、腎臓結石、50代の不整脈との闘いの度に皆から助けられ、仕事に大きな支障を来すことなく介助・養生できたときに感じた心強さ・有難さに、この方針の堅持、定着を誓ったものだ。

▲この度、所長が突然約１ヶ月間、入院、自宅休養を要する事態となったが、所長も病室にパソコンを持ち込んで業務をこなしつつ、お客様に少しでもご迷惑がかからないようにと全役職員が一致団結してバックアップする姿に、方針の共有と皆の心意気を確認出来て頼もしく思った。

▲これを進化させるためにも、事務所の危機管理体制の整備と本人・家族の体調管理に日々努めることは勿論として、いざ緊急事態となった場合、各人が率先して確実にバックアップができる能力の向上に一層努めようではないか。

▲困ったときは相見互いである。「安心して任せよ！」と、ドンと胸を叩く事務所であろう。